



『卓話：定款細則の変更について』 松浦 信平 会員

【会長挨拶】 北村 淳 会長

6月になりロータリー年度もいよいよ大詰めといったところですが、本日第12回理事会が開催されました。これで北村年度の最後の理事会が終了しました。あと残っているのは、6月20日の第3回クラブ協議会と6月21日のクラブ会長・幹事会のみとなります。第3回クラブ協議会は今年度の委員会活動の総括を行いますので、各委員会の委員長さんは今年度の活動計画書の内容に照らしてみ、実行できた事、できなかった事、次年度への引き継ぎなどを発表していただければと思います。クラブ会長・幹事会は第2750地区のクラブ会長・幹事会が集まって宮崎ガバナー年度を締め括ります。



本日はロータリー賞のお話をします。ロータリーホームページのロータリークラブ・セントラルにクラブの目標を設定するページがあります。ロータリー賞といって、各年度ごとに設定した目標を達成することでロータリー賞がもらえるというものです。2024年7月1日より「クラブ優秀賞」に改称されます。会長エレクト研修セミナーで下記ロータリー賞の説明がありました。

ロータリー賞の達成は難しいものではありません。

1. ロータリークラブ・セントラルを開く
2. 25の目標に目を通す(年度内に26の目標になりました)
3. その中から13の目標(または全目標の51%以上)を選ぶ
4. 選んだ目標を達成する
5. 6月30日までにロータリークラブ・セントラルで達成を報告する
6. 達成を祝う！

25の目標はロータリー行動計画の4つの優先事項に分類されています。「参加者の積極的なかかわりを促す」「より大きなインパクトをもたらす」「参加者の基盤を広げる」「適応力を高める」の4つです。ちょうど1年前に25の目標の中から18の目標を選んで設定しました。そして1年経った今、目標を見直してみました。結果として15の目標が達成されていました。例えば、クラブの奉仕活動に参加した会員の数、地区大会に出席する会員の数、実施した奉仕プロジェクトの数、年次基金への寄付総額、ポリオプラス基金への寄付総額、ベネファクターの人数、RYLA参加者の数、クラブ戦略計画があるか、クラブ細則の見直し、などです。逆に目標を達成できなかったのは、地区研修への参加者数、会員増強、新会員の推薦の3つを達成できませんでした。達成の報告は自己申告なので、15の目標達成ですから、今年度のロータリー賞はもらえる筈です。毎年これらの目標を設定すると記録として残されるのでクラブとしてどの部分に力を入れてやってゆけば良いかが良く分かるようになっていきます。My Rotaryのロータリークラブ・セントラルからこれらの目標が見られますので、ぜひご覧になってください。また次年度目標もここで設定していただいて、会員の皆さんで共有して行ければ良いのではと思います。次年度もよろしく願いいたします。

《例会プログラム》

【司会】

柴田 健介
例会向上委員



【開会点鐘】

北村 淳 会長

【国歌・ロータリーソング】

ソングリーダー
佐保 勝彦 君
『君が代』
『それでこそ
ロータリー』



【ビジター・ゲスト紹介】

なし

【出席報告】

川崎 靖昭 委員

【ニコニコ報告】

関子 久雄 委員長

【委員会報告】

次年度業務支援委員会

【卓話】

定款細則委員会
松浦 信平 委員長



お弁当：なか安

【幹事報告】 倉林 弘明 元幹事



- ①2024年6月のロータリーレートは、157円です。
- ②ガバナー事務所より、「ガバナー月信6月号」が届いております。
- ③東京多摩RCより、例会変更が届いております。

【次年度業務支援委員会】 まんぼう 委員



皆さんにメールがいったと思いますが、先週の金曜日に初めてウチの会社に事務局員のお二人が出動していただいて、パソコンが新しいのをそれぞれ1台と、電話が携帯電話になりました。Faxが050番号でインターネットファックスで、どこでもパソコンで見られるようになりました。Fax番号を新しいものに変更していただきたいと、電話番号も070番号に登録の変更をお願いいたします。

【卓話：定款細則の変更について】 定款細則委員会 松浦 信平 委員長

今年度、定款細則委員会が発足しまして、私が委員長で、まんぼう君、田中さん、山口さん、あと退会されましたが阿野さん、そして北村会長、伊東幹事と一緒に現行の私達のクラブの定款細則について検討してきました。細則について改訂した方が良いというところがありましたので、2週間後の6月19日(水)例会の時に総会を開いて、この細則案について皆さんに可否を図りたいと思っております。今日は総会をやりますというお知らせ、招集通知を皆細則上10日以上前に総会の開催については文書でお知らせすることになっていきますので、本日出席の方にはこの書面を受け取ったということで招集通知が届いたということになります。欠席の方には今日以降郵送を事務局の方からしてもらおうということになります。



今日は事前に良くご説明しておいて皆さんに理解していただこうということで卓話の時間をいただきました。ということで、この改正点だけでなく定款細則の全体を眺めながらご説明をしてゆきたいと思っております。

先ずは皆さんよくご存知のことではあります、このクラブの規範には、定款があり、細則があり、そして関連規定という理事会で決定したルールがあります。関連規定には慶弔規定、会友制度について、この2つは今年度の活動計画書に掲載されていて確認することができます。それともう一つ、地区出向に関するガイドラインというのも理事会決定でありまして、これまで活動計画書にはなかったのですが、次年度の活動計画書には載せる予定です。これは前回5月の理事会で一部改正したりしたので、後ほど具体的に説明しようと思っております皆さんのお手元の資料の中にあると思っております。

こういう規範がある訳ですけれども、この中の一番上位の定款というのは、私達クラブが自由に決めることは出来ません。標準ロータリークラブ定款はRIで定めたものがあって、それを世界中の全てのロータリークラブが則って定款とすることになっています。ですので、世界中のロータリークラブが名称とかはそれぞれですが、それ以外の内容については同じ定款を使っているということになります。そしてこの定款はRIが3年に一度、規定審議会というのを開催して、世界中のロータリークラブが意見を述べられる仕組みになっていて、そしてその内容を審議し、そこで可決したものが標準ロータリークラブ定款として反映されてゆくということになります。

最近の我がクラブの細則改正なのですが、2016年に規定審議会があって、2017年に細則改正委員会を立ち上げて、新しくなった定款に則った細則にしてゆこうということで改正手続き(総会)をしました。その後、2019年に規定審議会があって標準ロータリークラブ定款が変わったのですが、我がクラブでは細則委員会を立ち上げて検討するということをしていました。そして何もしまいまま2022年の規定審議会を迎えました。そして昨年2023年に細則の微修正を行いました。指名委員会という次年度の役員理事を選ぶ機関の活動開始時期を早めるための細則の微修正はしましたけど、全体を見直すことは昨年もしませんでした。ということで今年に至っておりますので、今回の細則の改正というのは、2019年、2022年のRIの規定審議会での議論の両方を反映させなければならない、今まで怠っていた分も含めて見直しをしなければならないということになります。

最近の我がクラブの細則改正なのですが、2016年に規定審議会があって、2017年に細則改正委員会を立ち上げて、新しくなった定款に則った細則にしてゆこうということで改正手続き(総会)をしました。その後、2019年に規定審議会があって標準ロータリークラブ定款が変わったのですが、我がクラブでは細則委員会を立ち上げて検討するということをしていました。そして何もしまいまま2022年の規定審議会を迎えました。そして昨年2023年に細則の微修正を行いました。指名委員会という次年度の役員理事を選ぶ機関の活動開始時期を早めるための細則の微修正はしましたけど、全体を見直すことは昨年もしませんでした。ということで今年に至っておりますので、今回の細則の改正というのは、2019年、2022年のRIの規定審議会での議論の両方を反映させなければならない、今まで怠っていた分も含めて見直しをしなければならないということになります。

2019年の規定審議会では、117件の立法案が審議され47件が可決されました。報告書がMy Rotaryから見られるのですが、たくさんの事が変えられました。ただ見てみるとそれぞれのクラブの運営に直接関わることは多くはありませんでした。この規定審議会では標準ロータリークラブ定款ではなくて、RIの運営方針とか、財団の運営のルールとか、国際的なロータリーの運営についての事が審議されていました。

ではどういふものがこの2019年の規定審議会で、クラブの運営に関わるものとして変更があったかについていくつか見てゆきたいと思います。

*年次総会について、第7条第2節(a)役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を公表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。ということで、これまでクラブの総会は役員を選挙するためだけとされていたのが、現年度の収入と支出を含む中間報告、そして前年度の財務報告をしなさいということが2019年に盛り込まれました。

*メイクアップ期間がこれまで例会の前後14日間となっていたのが、同年度内ということになっています。それと異なる規定を各クラブで定めることは出来るのですけれども、年度内であれば定款の範囲内ということになりました。

*会員身分について、公職に就いている人ということで、これまであった規定が削除されました。一定の任期に選挙によって公職にあるものは、ということで、議員さんとか裁判官とか公職にある人は、基本的には公職にある任期中はその職業で会員になることは出来ない、以前から別の職業を持っていたらその職業で会員に留まることは出来るようになっていました。ですから公職しか職業を持っていない人はロータリーの会員にはなれない規定になっていたのですが、これが削除されました。ですから議員さんとか国会議員で職業分類しても定款違反ではないことになります。

*クラブの会員構成ということで、ここは大きな変更だと思いますが、今までは同じ職業分類の中では5名が基本上限だったのですが、それも無くなりました。だからと言って業界団体のようになって良いという訳ではなく、クラブの会員基盤は年齢・性別、及び民族的多様性を含め、多様性を表すものであるべきである。多様性を大事にしてください。ただ、何名という数の制限はしませんよということです。

*これも大きな変更ですが、RI(国際ロータリー)を構成するのは、世界のロータリークラブはそのままですが、ロータリークラブも構成員となりました。

次は2022年の規定審議会の方ですけれども、94件の立法案のうち29件が可決ということです。

*標準ロータリークラブ定款を次のように改正するというので、クラブの会員はその地域と縁がなくてはならない、他のところに行ったら一定期間は身分を継続できるけれども、その地域のクラブに移らなければならないとなっていたのが無くなりました。

*積極的平和ということが社会奉仕の内容として入りました。

*月次出席報告をガバナーに提出するというものが国際ロータリーの細則であったのですが、これも無くなって、出席についての縛りもゆるくなったのも一つあります。

大体そんなもので、2019年、2022年の規定審議会で個々のクラブの運営に影響を及ぼすものは今お話した内容に集約されます。そういう規定審議会の議論を経て標準ロータリークラブ定款が変わりました。それに則った私たちクラブの定款がお手元のものです。これは議論してどうこうではなく、ロータリークラブである以上、RIで決まっているものを私たちが受け入れることになります。

その元に私たちの細則を定めています。それについて次のような点を、これから改正をしたいと思っております。資料の中に「東京日野ロータリークラブ細則」があると思います。これが全体も見れるし、改正点も分かりやすいかと思っております。赤字のところを改正しようとしているところです。

*先ず第4条会合です。これまでの条文に赤字のところ、年次総会においては、次年度理事を選出するとともに、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を行う。ということで先ほど紹介したように標準ロータリークラブ定款で、総会では役員理事の選任だけではなくこの程度の会計報告はしなさいよ、ということになったことを反映させた改正の提案になります。

*そして同じく第4条第6節クラブ協議会です。これは細則の規定を新設しようという提案です。会長は、本クラブの諸課題に関する情報共有、意見交換を行うため、クラブ協議会を随時開催する。クラブ協議会は本クラブの決定機関ではなく、参加者の範囲は、その都度会長が定める。これまでの新年度のためのクラブ協議会とか、ガバナー補佐が来た時のクラブ協議会とか、いろいろなところでクラブ協議会があったと思います。会長が呼びかけていろいろな議論をするのですが、細則上にはどこにも表れていなかったの、それを新しい方々のためにも見える化しようということで、意志決定機関ではなく、皆で協議する柔軟なクラブ協議会と分かるような条項を新設しようということです。

*第7節委員会(炉辺)ということで、委員長は、委員会の活動について協議するため、委員を招集して委員会(炉辺)を随時開催する。これも炉辺という言葉はよく使われていましたが、細則上どこにも表現されていませんでした。これも細則にきちんと位置付けを与えて、見えるようにしようということで新設しようということです。

*第5条第1節入会金ということで、クラブの入会金は基本10万円なのですが、一定の場合には3万円の実費だけ頂いて、残り7万円は頂かないということがこれまでありました。支店長の転勤に伴う後任者は実費だけだったのです

が、ここに、会員または2年以内に退会した元会員と同じ事業所に所属する者、ということで、一つの事業所で代替わりの交代するときハードルを下げて入って頂きやすくするという提案になります。その下のローターアクト及び、というのはこれまでもあった規定ですけれども、ローターアクトというのが正式な呼び名なので、それに合わせた文言の修正になります。

*第8条委員会の構成ですが、第1節(a)会長は理事会の承認のもとに、下記の常設委員会及びローターアクト特別委員会を設置しなければならない。及びローターアクト特別委員会を挿入しようというのが提案です。これは青少年奉仕委員会と対になっているのですが、これまでローターアクトクラブを指導・支援するローターアクト委員会は青少年奉仕委員会が兼ねるという細則規定になっていました。実際に今はアクトの存続問題は特別委員会を作って検討していることがあり、それを会長が特別委員会を作って対処すると位置付けたということになります。(b)はまたは、常設委員会とは別に、を加えました。(d)は職務上すべての委員会の委員は会長としか書かれていなかったのですが、幹事も会長と一体となって委員会の委員であることを明らかにする改正ということになります。

*会員増強委員会は実際に毎年作られています、細則の中に明記されていませんでした。なので、クラブ強化委員会の中の3つ目の小委員会として、会員増強のための具体的な活動(入会候補者に関する情報交換、地域交流会の開催等)を立案、実施する。ものとしてここに明記したという改正の提案です。

*6ページと7ページに小さな修正がありますが、これはいずれも文言とか条文の数を標準ロータリークラブ定款の変更に沿って修正したもので、実質的な改正ではなく、形式的なものということになります。

というのが2週間後の総会で皆さんにお諮りしたいと思っている細則の改正案ということになります。以上となります。ありがとうございました。

【出席報告】 川崎 靖昭 委員



	会員総数 (出席免除数)	出席総数 (免除者出席数)	MU	欠席	出席率
本日報告(6/5)	33 (0)	23 (0)	2(0)	8	75.758%
前回訂正(5/29)	33 (0)	21 (0)	3(0)	9	72.727%
前々回訂正(5/19)	33 (0)	19 (0)	5(0)	9	72.727%
前々々回訂正(5/11)	33 (0)	24 (0)	6(0)	3	90.909%

<事前の MU>

伊東 秀章 (理事会)、鈴木 洋子 (新選組まつり前日準備)

<前回の MU>

石場 裕美 (理事会)、柴田 健介 (理事会)、菅原 直志 (新選組パレード・屯所めぐり対応)

<前々回の MU>

石場 裕美 (業務支援)、岩田 和頼 (理事会)、遠藤 力 (60 周年)、熊井 治孝 (クラブ奉仕)、関子 久雄 (次年度クラブ協議会)

<前々々回の MU>

石場 裕美 (飛火野 35 周年)、遠藤 力 (飛火野 35 周年)、柴田 健介 (60 周年)、関子 久雄 (飛火野 35 周年)、川崎 靖昭 (次年度クラブ協議会)、高城 秀一 (理事会)

【ニコニコ報告】 関子 久雄 委員長



本日のニコニコ： 6,666 円 / 累計 418,713 円

ビジターフィー： 0 円 / 累計 42,000 円

- 北村 淳 君 2023-24 年度もあと 1 ヶ月。松浦委員長、定款細則の卓話よろしくお願ひします。
- 野村 圭伊 君 プロ・アマチャリティーで日野クラブは 9 位になりました。29 組中。
- まんぼう 君 先日、妻の誕生日祝いをいただき、ありがとうございました。妻も感謝しておりました。
- 山口 徹雄 君 すみません 体調不良につき早退いたします。4/19 60 周年炉辺の残金 666 円ニコニコします。

東京日野ロータリークラブ会報

事務局：〒191-0031 東京都日野市高幡 3-8 田中ビル 3 階
 TEL：042-594-3711 fax：042-593-0510
 例会：毎週水曜日 (12:30 より) 例会場：高幡不動尊客殿
 URL：<http://www.hino-rotary.org> 桃源院青雲 5 階(2023.7.1~)
 メール：info@hino-rotary.org

会長：北村 淳 幹事：伊東 秀章
 会報委員会：山口 徹雄 (委員長)
 疋田 久武 (副委員長)
 小島 馨
 菅原 直志
 山下 雅裕